

高等学校等就学支援金制度に関するお知らせ R7.4.15

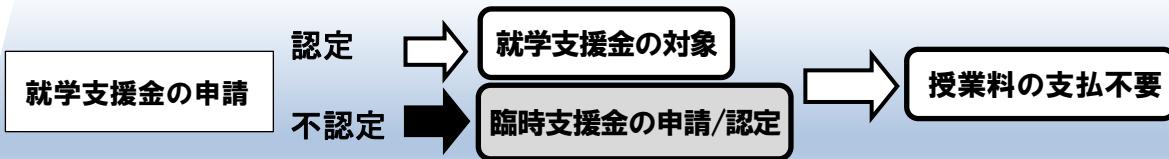
- 今国会において令和7年度予算政府案が修正され、高校授業料の無償化を含む令和7年度予算が成立しました。
- 令和7年度は現行の「高等学校等就学支援金制度」（就学支援金）は存続となります。つきましては、新入生で就学支援金の対象となる方は、令和7年4月27日までに高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）から就学支援金の申請をお願いします。

e-Shienの入力には、学校から配付したログインID通知書に記載されている
ID、パスワードが必要となります。
- 「就学支援金確認票」（緑色用紙・両面印刷）は、申請の有無に
関わらず、4月25日（金）までに、配付したファイルに入れて
事務室へ提出してください。（全員提出）
- なお、令和7年度は就学支援金が不認定（所得制限）となった方に対して
「高校生等臨時支援」（臨時支援金）を支給することで、所得制限を実質的に撤廃
します。臨時支援金については、神奈川県において補正予算を編成した後、
令和7年6月に手続方法をお知らせし、令和7年7月頃に申請していただく予定です。

【高等学校等就学支援金制度の概要】

概要	学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てる制度（授業料の負担がなくなります）
対象者	<u>保護者（親権者）全員の年収（※）が約910万円未満の世帯の生徒</u> <u>（※910万円は給与収入のみの場合の目安です）</u>

【令和7年度の高校授業料無償化のイメージ】



高校授業料無償化の情報は、文部科学省ホームページも参考にしてください。

【問合せ先】厚木北高等学校 事務室 046-241-8001（案内4）



文部科学省 HP